

通 報

大ト協第41号
令和8年5月

各 位

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

令和8年度 ドライブレコーダ機器等導入にかかる助成について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、当協会ではドライブレコーダの普及促進を支援するため、**みだしの機器および追加で車内撮影用カメラ（赤外線カメラのみ）を導入する際の費用**の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**といたしますので、よろしくお願いいたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・装置のみのリース、割賦による導入は対象外となります
(新車導入時に車両に装着されている機器についてはリース、割賦による導入を対象とします。ただし、見積書（もしくは注文書）に装着機器のメーカー名・商品名・単価・台数が明記されていることとします。)
- ・必要書類の領収書等について、支払完了がわかるものの添付が必要となります。

1. 募集期間

令和8年4月1日（水） ～ 令和9年2月26日（金）

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額

①ドライブレコーダ機器

1 機器あたり機器の取得価格の1/2、最大4万円

②運転者用カメラ（追加導入した赤外線カメラのみ）

1 台あたりカメラの取得価格の1/2、最大1万円

※①と②両方導入した場合は、車両1台あたり最大5万円まで

**※取得価格には機器本体価格のほか、部品や付属品等の費用を含むものとする。
 なお、取り付け工賃や消費税は取得価格に含まない。**

3. 上限台数

1事業者あたりの上限台数は、①と②の合計で車両15台とする。(年度内に同一車両の複数回申請は不可とする。)

| | ドライブレコーダ機器 | 運転者用カメラ | 備考 |
|---------|-------------------------|----------------------|---|
| 車両1台あたり | 1機器まで (助成額上限4万円まで) | 1台まで (助成額上限1万円まで) | 車内撮影用カメラは運転席が確認できるように設置して下さい。但し、車内撮影用カメラを2台以上取り付けられた場合は1台限りの助成とする。 運転者用カメラの仕様については、赤外線カメラのみとする。 |
| | 一体型機器(ドライブレコーダ・運転者用カメラ) | | |
| | 1機器まで(助成額上限5万円まで) | | |

※既存のドライブレコーダ機器に車内撮影用カメラを後付け装着した場合も助成対象となります。

4. 助成対象機器

①(公社)全日本トラック協会の定めるドライブレコーダ車載器

別紙 令和8年度助成対象機器一覧をご覧ください。(追加・変更等は随時ホームページにて更新します。)

②運転者用カメラについては、各メーカーのカタログおよび仕様書に記載のある追加導入した赤外線カメラのみとする。(複数カメラが標準装備のドライブレコーダ機器のカメラについては助成対象外とする。)

5. 助成条件(すべてに該当する必要があります)

- 大阪府下の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両(大阪・和泉・なにわ・堺)に取り付ける場合であること。(自家用車、軽自動車を除く)
- **国の補助金が交付された(交付申請を行なう)機器については重複助成いたしません。**
- 賃貸借・中古機器等は助成いたしません。
- **令和8年4月1日以降、装着・支払いが完了した機器を助成対象とします。**

6. 必要書類

- ① 令和8年度 ドライブレコーダ機器等導入助成金交付申請書(兼 誓約書)(様式1)
※捨印があっても助成金申請額の訂正はできませんので、ご注意ください
- ② ドライブレコーダ機器等導入助成金申請内訳書 兼 機器等装着証明書(様式2)
- ③ 請求書等の写し: 4月1日以降に発行のもの
 ・請求書等(新車導入時に装着の場合は見積書(納期予定が令和8年度中である

もの) もしくは注文書) は、購入装置の型式・税抜き本体価格(工賃を除く)・購入数が明記されたものであること。

※**領収書等と金額が一致すること。**(請求書等が複数にわたる場合は領収額と合致するよう、全ての写しを添付して下さい。)

④ 領収書等の写し：4月1日以降に発行のもの

○一括購入の場合

・領収書・振込明細書・支払明細書・受領証等の写し等**支払完了がわかるもの(支払日以降に印刷・発行されたもの)。**振込予約済み時点での書類は不可とします。

○リース契約・割賦契約による新車購入の場合

・契約書の写し (リース契約書・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しもご提出ください。)

・振込明細書・支払明細書・受領証等、**機器の価格を上回る金額の支払完了がわかるもの(支払日以降に印刷・発行されたもの)。**振込予約済み時点での書類は不可とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外(残高等)を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

※通帳のコピーのみは不可(ただし、インターネットバンキング等で口座名義が表示される場合は可)

⑤ 装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※**申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。**

⑥ 追加導入した運転者用カメラにつきましては、各メーカーのカタログ又は仕様書の写しを添付し**赤外線カメラとわかるもの**を提出して下さい。

※申請後に FAX やお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、**必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。**

※記入を訂正する際、修正液等は使用しないでください。

※同時に他の助成金申請をする場合、見積書・請求書・領収証・割賦販売契約書・リース契約書・自動車検査証記録事項のそれぞれの写しは**申請する助成金ごとすべてに添付**してください。

7. 申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部 宛

お問合せ電話番号 (06) 6965-4036

8. 注意事項

- 1台の機器で、デジタルタコグラフ機能とドライブレコーダ機能を両方備えている場合、その両方で助成申請できます。対象機器につきましては助成対象機器一覧をご確認ください。
- **車線逸脱警報・ふらつき運転警報等のASV機能を持ち合わせたドライブレコーダ機器について、先進安全自動車(ASV)導入助成との重複助成はいたしません。**
- 助成申請は、機器の装着完了後およびお支払い完了後となります。請求書・領収書の日付が助成対象期間外の場合は助成いたしません。(助成金の枠取りはいたしません)
- 振込手数料・値引き分の助成はいたしません。
- 助成申請は申請書類に不備・不足がない状態で、当協会にて受け付けた時点での受理となります。助成終了時点で書類が到着していない場合や(郵送中等)、終了時点において郵送による申請等で当協会にてお預かりしている書類に不備・不足があり受理となっていない場合は受付できません。
- 助成を利用された機器を使用して実際に得られたヒヤリハット映像や事故の映像について提供を求める場合がございます。